

大阪公立大学医学部附属病院有期職務限定職員就業規則

制 定 令和 3. 5. 31 規則 162

最近改正 令和 5. 3. 31 規則 95

(趣旨等)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）に雇用され大阪公立大学医学部附属病院に勤務する有期職務限定職員の就業に関して必要な事項を定めるものとする。

- 2 有期職務限定職員の在宅勤務に関する事項については、公立大学法人大阪在宅勤務に関する規程に定める。
- 3 この規則の定めがない事項については、労基法その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、「有期職務限定職員」とは、大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第3条第3項第1号に規定する職務限定職員のうち、期間の定めのある労働契約により雇用される者をいう。

(採用)

第3条 有期職務限定職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

(任期)

第4条 有期職務限定職員の任期は、一の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）以内で定めるものとする。

- 2 前項で定める任期は、継続して雇用される期間が2年を超えない範囲内で、これを更新することがある。
- 3 ナースアシスタント（病棟におけるナースアシスタントの業務に従事する者をいう。）である有期職務限定職員の任期は、継続して雇用される期間が5年を超えない範囲内で、これを更新することがある。
- 4 有期職務限定職員の任期の更新をすることがある場合には、労働契約の際、更新の可否及びその基準を当該病院事務職員である有期職務限定職員に通知するものとする。

(労働条件の明示)

第5条 有期職務限定職員の採用に際しては、採用をしようとする有期職務限定職員に対し、この規則を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した文書を交付し、その他労働条件についてもできる限り文書で明示する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項及び労働契約の更新に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休

暇に関する事項

(4) 給与に関する事項

(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（試用期間）

第6条 有期職務限定職員として採用された日から3月間は、試用期間とする。ただし、特に認めるときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 本法人は、試用期間中の有期職務限定職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、3月以内の期限を限って試用期間を延長することができる。

(1) 試用期間の開始後3月間において実際に勤務した日数が45日に満たない場合

(2) 本採用となるための能力が著しく不十分であると認められる場合

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

（休職の期間）

第7条 休職の期間は、任期を超えない範囲で、必要に応じた期間を定める。

（退職）

第8条 有期職務限定職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とし、有期職務限定職員としての身分を失う。

(1) 退職を申し出て、本法人から承認されたとき

(2) 任期が満了し、任期の更新がなされなかったとき

(3) 休職期間が満了し、その休職事由がなお消滅しないとき

(4) 死亡したとき

（任期満了時の手続）

第9条 1年を超えて雇用された有期職務限定職員の任期満了により、更新しない場合には、任期満了日の30日前までにその旨を通知する。ただし、任期満了後に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、有期職務限定職員が更新しない理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。ただし、有期職務限定職員に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りではない。

（解雇）

第10条 有期職務限定職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

(1) 勤務成績が著しく不良の場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) その他職務を遂行するための適格性を欠く場合

(4) 試用期間中又は試用期間満了時までには有期職務限定職員として不適格であると認められた場合

(5) 禁錮以上の刑に処せられた場合

- (6) 大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員就業規則（以下「職務限定職員就業規則」という。）第 40 条に定める懲戒事由に該当する場合
- (7) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- (8) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

（職務限定職員就業規則の適用）

第 11 条 有期職務限定職員については、この規則に定めるもののほか、職務限定職員就業規則（第 1 条から第 3 条まで、第 6 条、第 12 条、第 16 条及び第 18 条から第 20 条までを除く。）を適用する。ただし、試用期間中の有期職務限定職員には、職務限定職員就業規則第 11 条の規定は適用しない。

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4. 3. 31 規則 500）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員からの移行）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員就業規則第 2 条第 2 項第 4 号及び第 6 号から第 12 号までに掲げる特定有期雇用職員であった者は、この規則の施行日から有期職務限定職員に移行する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から新たに期間の定めのない労働契約により雇用されることとなる者は、無期職務限定職員に移行する。

附 則（令和 5. 3. 31 規則 95）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。